
プロジェクト IASB 公開草案「再生可能電力に係る契約 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」への対応

項目 第 527 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 527 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 5 日開催）において、国際会計基準審議会（IASB）から 2024 年 5 月に公表された公開草案「再生可能電力に係る契約 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」に対する ASBJ 事務局の気付事項について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な気付事項）

2. 今回の対応は暫定的なものであり、中長期的には REC の会計処理も含めた取引全体の会計処理を検討すべきとの事務局の考えには賛同する。一方、REC とバーチャル PPA は一体不可分であることを考慮し、実態に即した会計処理の 1 つとして、便宜的に REC を対象外にしてデリバティブ扱いとしている IASB の対応は妥当ではないかとも考えている。
3. 全般的な気付事項の方向性について賛同する。

（質問 2—「自己使用」の要求事項）

4. IFRS 第 9 号「金融商品」の 6.10.3 項 (b) (iii) の正味の購入者であるとの要件について、発電量の変動の状況によっては必ずしも正味の購入者にならないケースも想定されるため、過度に範囲を狭めるものであると考えられるため、事務局の気付事項に同意する。

（質問 3—ヘッジ会計の要求事項）

5. 審議事項(2)-3 の第 18 項における、修正の考え方を他のヘッジ取引にも適用すべきかどうかを検討すべきとの事務局の気付事項について、「修正の考え方」の意味を明確化すべきである。

(質問 4—開示要求)

6. ASBJ 事務局の気付事項にあるように、提案される追加的な開示要求としては IFRS 第 13 号「公正価値測定」の公正価値測定の詳細な要求事項とのバランスを欠いていると考える。他のコモディティ又は電力ガス等の長期契約の開示とのバランスを欠くとかえって利用者によるリスク分析をミスリードする可能性があると考えられる。

以 上